

議案第13号

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市市民プール設置及び管理条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9時30分～13時	13時～17時	17時～20時
2,200円	4,400円	4,400円
3,300円	5,500円	5,500円

」を

「

10時～13時	13時～18時
2,200円	4,400円
3,300円	5,500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市東雲市民プールの使用時間を変更することに伴い、50メートルプールの占有に係る使用料の区分を変更するため、本案を提出する。